

証券コード 1439

2023年3月14日

(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目2番23号

株式会社 安江工務店

代表取締役社長 山本賢治

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yasue.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、簡易検索で「銘柄名（会社名）」または「証券コード」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会は、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況や感染リスク、ご自身の健康状態を十分ご考慮いただき、当日の出席についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 名古屋市中央区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 2019年度まで株主総会終了後に実施しておりました株主の皆様との懇親会の開催は、本年につきましても取りやめとさせていただきます。
 - 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動制限が解除され、経済活動の正常化に向けた動きが見られるものの、急激な円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰を受け、消費者物価指数が41年ぶりの高水準を記録するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、こどもみらい住宅支援事業の実施やこどもエコすまい支援事業の開始などの政府による後押しがあるものの、円安や資源価格の高騰を受けた木材・住宅設備機器等の材料高、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足、新型コロナウイルス感染症の影響による工事日程の遅延等、依然として厳しい状況となっております。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、お客様にとって価値あるサービスが提供できるよう、住宅に関するニーズにワンストップで応え、すべての相談に乗ることができる利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。

また、当社グループでは2023年度を最終年度とする中期経営計画を策定しております。中期経営計画では、新型コロナウイルス感染症の拡がりで見られたような急激な社会情勢の変化の中でも、安定して成長発展できるよう「競争力強化」「成長拡大戦略」「環境変化への対応力強化」の3つの基本方針を掲げ、2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて、グループブランド「r-cove*（アール・コーブ）」の強化・浸透を図り、グループ内のシナジーを最大限に発揮してグループ全体で収益拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、新築住宅事業においてウッドショック等の材料高による消費マインドの低下などにより受注が低調となったものの、主力の住宅リフォーム事業において、新型コロナウイルス感染症の落ち着きによる需要の回復や、テレビCM、YouTubeなどのSNSを活用した新たな広告戦略と新規出店効果によって引き合いが堅調に推移したことから、前期に比べ増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,046百万円（前期比1.9%増）、営業利益は226百万円（前期比9.0%増）、経常利益は232百万円（前期比11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は135百万円（前期比49.9%増）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業におきましては、建築士などの資格を有するデザイナーによる機能性・デザイン性の高いリフォームを提供するとともに、屋根・外壁塗装等の外装や玄関アプローチ・カーポート等のエクステリアに特化した専門部署において、専門性の高いノウハウを活かした提案を行うなど、安定的な営業活動を展開してまいりました。加えて、当社リフォーム店舗に併設している子会社のインテリア拠点を活用し、住宅リフォームに家具やカーテンをセットでコーディネートするなど、グループ内のシナジーを活かしてお客様満足度の向上に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対策リフォームとして、オリジナル建材の「無添加厚塗りしっくい[®]」やお客様が在宅したまま1日で施工可能な光触媒コーティング「ナノ抗菌R*コート」など、抗ウイルス効果のある建材を使用したリフォームの提案を積極的に行い、新たな需要の取り込みにも注力してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、増改築などの大型工事や外装工事等の受注が堅調に推移して受注平均単価が上昇したことに加え、前期に開設した2店舗の集客が好調に推移したことから、売上高は5,599百万円（前期比8.9%増）、セグメント利益は193百万円（前期比23.0%増）となりました。

(新築住宅事業)

新築住宅事業におきましては、オリジナル建材である「無添加厚塗りしっくい[®]」や、無垢の木材、薩摩中霧島壁などの自然素材を活かし、デザイン性や機能性を高めた4つの注文住宅ラインナップを揃えており、お客様のニーズに合わせた提案を行うとともに他社との差別化に注力してまいりました。また、打合せや完成見学会・構造見学会においてオンラインの活用を促進するなど、営業活動の効率化にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、ウッドショック等、木材をはじめとした各種建材の価格高騰の影響などによる消費マインドの低下により受注が低調となったことから、売上高は709百万円（前期比29.6%減）、セグメント利益は3百万円（前期比92.6%減）となりました。

(不動産流通事業)

不動産流通事業におきましては、地域密着型の強みを活かして良質な小規模分譲地の仕入れを強化し、自社での新築注文住宅や新築分譲住宅用地として活用するなど、事業間のシナジーを発揮してまいりました。また、買取再販物件に当社グループの強みであるリノベーションやデザインリフォームを提案するなど、資産価値の創造・魅力ある住まいづくりを積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、不動産市況が高騰する中で販売用不動産物件を厳選して仕入れたことで、上期に買取再販物件の取扱数が減少したことから、売上高は737百万円（前期比3.2%減）、セグメント利益は29百万円（前期比637.5%増）となりました。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	5,599
新築住宅事業	709
不動産流通事業	737
合計	7,046

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資（無形固定資産を含む）の総額は107百万円であります。その主な内容は、既存店舗の建て替え、子会社の新店舗の開設等による設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、M&Aや販売用不動産購入資金等であります。

当連結会計年度における主な資金調達は、長期借入れによる資金調達390百万円であり、長期借入金残高は1,341百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅業界を取り巻く環境におきましては、住宅取得や住宅改修のための各種補助金の拡充など、政府による需要喚起のための後押しはあるものの、円安や資源価格の高騰を受けた木材・住宅設備機器等の材料高、住宅設備機器の供給不足等による納期遅延、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足など、依然として厳しい状況が続くものと思われま。

このような事業環境の中、2023年12月期は当社グループの中期経営計画の最終年度であり、2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る戦略として、①「人材力の強化」②「既存営業エリアの拡大と深耕」③「新規営業基盤の獲得（M&A）」④「ITやDXのさらなる導入」の4つを重要課題として取り組んでまいります。

① 人材力の強化

当社グループは、顧客へのサービス向上と持続的な成長発展のために、優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要であると認識しております。そのために、新規学卒者を中心に積極的な採用を行い、将来、経営層・幹部層として活躍できる人材を育てるため、入社1年目から経営トップによる研修を実施するなど、階層別の研修を実施して社員の資質向上を図ってまいります。加えて、建築士等の有資格者など、即戦力のキャリア採用にも注力し、知識・経験を十二分に活用してまいります。

また、福利厚生や社内行事の企画・運営を社員自らが行うことによって自主性を醸成し、安心して働くことのできる仕組みづくりや働きがいのある環境づくりに取り組むとともに、さらなる事業拡大に必要な人材の育成・組織体制の整備を進めてまいります。

② 既存営業エリアの拡大と深耕

住宅ビジネスにおいて成長発展するためには、現在の商圈に留まることなく、新規出店による営業エリアの拡大が必須であると認識しております。このための具体的な戦略として、既存営業エリアに隣接するエリアへ新規出店してまいります。また、既存営業エリア内においても既存店と既存店の間に新店舗を開設し、より地域に密着した「地域一番店」として顧客からの認知度を上げるとともに、営業活動の効率化を図る「ドミナント戦略」を推し進めてまいります。

また、住宅ビジネスにおける営業エリアの拡大には、新たなサプライチェーンの構築が鍵となります。既存のサプライチェーンを活用しながら、持続的にサプライチェーンを展開・安定させることで、顧客が求める利便性をさらに高めるとともに、創業半世紀という長い歴史の中で築き上げてきた施工品質の維持・向上に努め、「住まいのかかりつけ医」として顧客が気軽に相談できる関係づくりと、さらなる顧客満足の追求に努めて着実な成長を図ってまいります。

③ 新規営業基盤の獲得 (M&A)

2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」にて掲げた目標（2030年度に連結売上高300億円）を達成するためには、成長スピードをさらに加速させることが必要であると認識しております。具体的には、M&Aやアライアンス等を活用して全国の中堅・中小工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、IT技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上によって収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。

また、当社グループの得意とする集客ノウハウや顧客関係構築ノウハウをグループ会社で共有することによって、顧客との強いつながりを築き、それぞれの地域にとって当社グループが無くてはならない存在となることを目指してまいります。

④ ITやDXのさらなる導入

労働集約性の高いビジネスである住宅事業を展開拡大していく上では、専門的知識や豊富な経験を有する人材を多く必要としております。しかしながら、建設業界における専門技術者の有効求人倍率高止まり等から十分な人材の確保ができず、機会損失が生じるおそれがあると認識しております。この課題を克服するために、AIやIoTなどの情報処理技術を積極的に導入して省人化運営の業務フローを確立するとともに、DXを進めて現場品質の向上と施工ノウハウの共有を進め、社員一人あたりの生産性をさらに高めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年12月度 第45期	2020年12月度 第46期	2021年12月度 第47期	2022年12月度 (当連結会計年度) 第48期
売上高(千円)	5,059,888	5,396,615	6,913,577	7,046,602
経常利益(千円)	205,277	38,595	207,496	232,098
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	123,292	△13,352	90,184	135,160
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	94.89	△10.39	69.80	103.63
総資産(千円)	2,910,957	4,270,499	4,175,224	4,243,116
純資産(千円)	1,494,388	1,415,479	1,499,439	1,627,759
1株当たり純資産(円)	1,129.68	1,076.19	1,124.79	1,197.37

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヤハウス	10,000千円	100.0%	新築住宅事業、住宅リフォーム事業、不動産流通事業
アプリコット株式会社	3,000千円	100.0%	インテリア関連商品の販売・コーディネート業
株式会社MIMA	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業、不動産流通事業

(注) 当社は、2022年10月1日付で連結子会社であった株式会社N-Basicを吸収合併しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

セグメントの名称	主要な事業内容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション工事の請負・施工
新築住宅事業	新築注文住宅の設計・請負・施工
不動産流通事業	不動産の売買・仲介・買取再販、新築分譲住宅の販売

(8) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区栄
天白店	名古屋市天白区島田
千種店	名古屋市千種区香流橋
中村店	名古屋市中村区豊国通
緑店	名古屋市緑区鴻仏目
北店	名古屋市北区域見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊田店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一宮店	愛知県一宮市城崎通
岡崎店	愛知県岡崎市戸崎町
瀬戸尾張旭店	愛知県尾張旭市東大道町
豊橋店	愛知県豊橋市中岩田
御器所店	名古屋市昭和区御器所通
N - B a s i c 神 戸 西 店	神戸市西区小山
N - B a s i c 神 戸 H D C 店	神戸市中央区東川崎町

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ト ー ヤ ハ ウ ス	熊本市東区桜木
ア プ リ コ ッ ト 株 式 会 社	兵庫県姫路市飾磨区
株 式 会 社 M I M A	大阪府八尾市中田

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
194名 (38名)	5名増 (4名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
145名 (29名)	16名増 (1名増)	37.6歳	5.07年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	277,049千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	242,290千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	237,697千円
岡 崎 信 用 金 庫	158,908千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	133,320千円
大 阪 シ テ ィ 信 用 金 庫	125,045千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,311,476株 (自己株式28,584株を除く)
- (3) 株主数 909名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社ヤマモト・トラスト	116,500株	8.88%
安 江 将 寛	91,600株	6.98%
安 江 由 奈	90,940株	6.93%
株 式 会 社 山 西	85,500株	6.51%
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ	81,600株	6.22%
株式会社And Doホールディングス	66,800株	5.09%
岡 崎 信 用 金 庫	63,800株	4.86%
安 江 久 樹	58,600株	4.46%
安 江 幸 花	55,900株	4.26%
安江工務店従業員持株会	36,900株	2.81%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (28,584株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 合同会社ヤマモト・トラストは、当社代表取締役社長である山本賢治氏が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日		第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日		2018年3月9日	2018年3月29日	
新株予約権の数		341個	380個	
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	83個	200個
		目的となる株式数	8,300株	20,000株
	保有者数	4名	4名	
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	50個	一個
目的となる株式数		5,000株	一株	
保有者数		2名	一名	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		34,100株	38,000株	
新株予約権1個当たり発行価額		3,600円	無償	
新株予約権行使時の1株当たり払込金額		1,592円	1,476円	
新株予約権の行使期間		2021年4月1日から 2025年3月31日まで	2021年4月1日から 2025年3月31日まで	

発行決議日		株式報酬型 第1回新株予約権	株式報酬型 第2回新株予約権	株式報酬型 第3回新株予約権	
発行決議日		2019年4月9日	2021年7月9日	2022年5月13日	
新株予約権の数		100個	210個	345個	
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	60個	160個	321個
		目的となる株式数	6,000株	16,000株	32,100株
	保有者数	3名	3名	4名	
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	40個	50個	24個
目的となる株式数		4,000株	5,000株	2,400株	
保有者数		1名	1名	1名	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		10,000株	21,000株	34,500株	
新株予約権1個当たり発行価額		無償	無償	無償	
新株予約権行使時の1株当たり払込金額		1円	1円	1円	
新株予約権の行使期間		2019年5月7日から 2049年5月6日まで	2021年7月26日から 2051年7月25日まで	2022年5月30日から 2052年5月29日まで	

(注) 社外取締役(監査等委員を除く)の保有状況につきましては、該当がないため記載を省略しております。

・行使の条件 第4回

- 1) 新株予約権者は、2018年12月期乃至2023年12月期の、いずれかの2期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- 2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・行使の条件 第5回

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人1人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。
- 3) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

・行使の条件 株式報酬型第1回・株式報酬型第2回・株式報酬型第3回

- 1) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- 2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- 4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2022年11月9日	2022年11月9日
新株予約権の数	1,500個	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株	150,000株
新株予約権1個当たり発行価額	614円	663円
新株予約権行使時の1株当たり払込金額	1,500円	1,800円
新株予約権の行使期間	2022年11月28日から 2025年11月27日まで	2022年11月28日から 2025年11月27日まで
割当先	マッコリー・バンク・リミテッド	マッコリー・バンク・リミテッド

・行使の条件 第6回・第7回

1) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
山本賢治	代表取締役社長執行役員	最高経営責任者(CEO)兼最高執行責任者(COO) (同)ヤマモト・トラスト代表社員
印田昭彦	常務取締役執行役員	管理部門担当 事業サポート部部长 (株)トーヤハウス監査役 アプリコット(株)監査役 (株)MIMA監査役
新田義正	常務取締役執行役員	事業部門担当 (株)トーヤハウス代表取締役 アプリコット(株)取締役 (株)MIMA代表取締役
金子智成	取締役執行役員	住宅リフォーム事業部事業部長
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	—
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ミタチ産業(株)社外取締役【監査等委員】 トピラシステムズ(株)社外取締役【監査等委員】 (株)コメダホールディングス社外取締役【監査等委員】 (株)コメダ監査役
竹内裕美	取締役 (監査等委員)	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー 未来工業(株)社外取締役【監査等委員】 公立大学法人名古屋市立大学監事

- (注) 1. 取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常務取締役執行役員印田昭彦氏は、2022年10月1日付で連結子会社であった株式会社N-Basicが当社に吸収合併されたことに伴い、同社の監査役を退任しております。
4. 常務取締役執行役員新田義正氏は、2022年10月1日付で連結子会社であった株式会社N-Basicが当社に吸収合併されたことに伴い、同社の代表取締役を退任しております。
5. 取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役竹内裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は3名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。
8. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次の通りであります。

氏 名	会社における地位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
浅井重臣	上級執行役員	住宅リフォーム事業部エリアマネジャー (株)トーヤハウス取締役 アプリコット(株)代表取締役副社長 (株)MIMA取締役
浅井勇一	執行役員	新築住宅部部长
三浦伸也	執行役員	不動産流通部部长
山崎健二郎	執行役員	品質管理部部长
永田岳則	執行役員	経理部部长 最高財務責任者 (CFO)
荒木洋平	執行役員	住宅リフォーム事業部エリアマネジャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、子会社を含むすべての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役の指名・報酬に係るプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、委員長を含む3名全員が独立社外取締役で構成された任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性を確認した上で、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りであります。

イ. 基本方針

当社は、報酬水準について外部機関が実施する調査データを活用するとともに、会社業績及び各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定することを基本方針としております。

ロ. 取締役の報酬等の種類とその算定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブとしてのストック・オプションにて構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮し、基本報酬、ストック・オプションにて構成しております。

基本報酬は、各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定しております。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結営業利益金額と当連結会計年度の連結営業利益予想金額を平均した額に、業績評価基準係数（0.7%～1.1%の範囲内で毎期決定する）及び役位別乗数（1.0～2.3）を乗じた金額を個人別業績連動報酬（年額）とし、毎月の基本報酬とともに1/12ずつを毎月の固定金銭報酬として支給しております。ただし、当連結会計年度の連結営業利益金額が、同予想金額に対して150%超となった場合には、当該超過分に係数と役位別乗数を乗じた金額を賞与として支給できることとしております。なお、業績連動報酬算定の指標として連結営業利益を選定した理由は、取締役の貢献が直接的に反映され、事業に直結した指標であるためであります。

なお、基本報酬と業績連動報酬の概ねの割合を8：2としております。

非金銭報酬である株式報酬型ストック・オプションは、各取締役の役位別乗数と在任月数を考慮して決定しており、原則として毎年付与し、行使価格を1株当たり1円として、取締役を退任後に権利行使を可能とすることを条件としております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社の監査等委員でない取締役の報酬限度は2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内、別枠でストック・オプション報酬額として年額45,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数4名）。

監査等委員である取締役の報酬限度は2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度額とは別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数3名）。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	ストック・ オプション
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4 (-)	73,668 (-)	45,144 (-)	9,745 (-)	18,778 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (3)	15,444 (15,444)	14,040 (14,040)	- (-)	1,404 (1,404)
合計 (うち社外取締役)	7 (3)	89,112 (15,444)	59,184 (14,040)	9,745 (-)	20,182 (1,404)

(注) 1. 上記の他、監査等委員でない取締役が子会社から受けた取締役の報酬等の額は8,200千円であります。

2. スtock・オプションは中長期インセンティブとして支給されたものであり、その内容は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載の通りであります。
3. 当事業年度における業績指標に関する実績は以下の通りであります。

前連結会計年度の 連結営業利益金額(千円) (2021年12月期実績)	当連結会計年度の 連結営業利益予想金額(千円) (2022年12月期予想)	業績評価基準係数
208,023	219,463	1.0

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. (1)取締役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社外取締役 (監査等委員)	時 田 光一郎	当事業年度開催の取締役会15回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	中 浜 明 光	当事業年度開催の取締役会15回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	竹 内 裕 美	当事業年度開催の取締役会15回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士として専門的な知見と豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、書面決議を2回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制
当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

① コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握 ②内部通報制度の運用状況の確認 ③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

② リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に1回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③ 効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月1回合計12回開催し、取締役会も15回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており当事業年度においては14回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益分配を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2022年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、2023年2月27日開催の取締役会において、1株当たりの年間配当金を30円とさせていただきます。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第6条の規定に基づき取締役会の決議によることとしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,858,858	流動負債	1,720,202
現金預金	1,240,739	工事未払金	463,950
完成工事未収入金	208,644	買掛金	25,170
売掛金	48,340	1年内返済予定の長期借入金	465,759
未成工事支出金等	143,449	未払金	111,986
販売用不動産	1,168,059	未払法人税等	60,924
材料貯蔵品	13,973	未成工事受入金	394,279
その他	35,935	賞与引当金	58,928
貸倒引当金	△283	完成工事補償引当金	31,806
固定資産	1,384,257	その他	107,394
有形固定資産	1,061,815	固定負債	895,154
建物・構築物	392,398	長期借入金	876,083
土地	627,924	その他	19,071
建設仮勘定	3,637	負債合計	2,615,356
その他	37,854	(純資産の部)	
無形固定資産	174,398	株主資本	1,570,668
のれん	156,806	資本金	256,858
ソフトウェア	15,524	資本剰余金	246,187
その他	2,067	利益剰余金	1,095,916
投資その他の資産	148,043	自己株式	△28,293
投資有価証券	4,265	その他の包括利益累計額	△340
繰延税金資産	69,246	その他有価証券評価差額金	△340
その他	74,531	新株予約権	57,431
資産合計	4,243,116	純資産合計	1,627,759
		負債純資産合計	4,243,116

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	6,077,707	
兼業事業売上高	968,895	7,046,602
売上原価		
完成工事原価	4,055,852	
兼業事業売上原価	720,206	4,776,059
売上総利益		
完成工事総利益	2,021,854	
兼業事業総利益	248,688	2,270,543
販売費及び一般管理費		2,043,733
営業利益		226,809
営業外収益		
受取利息及び配当金	194	
補助金収入	10,791	
売電収入	2,067	
その他	2,088	15,142
営業外費用		
支払利息	5,657	
支払手数料	1,582	
売電費用	666	
その他	1,946	9,853
経常利益		232,098
特別利益		
固定資産売却益	416	
新株予約権戻入益	61	477
特別損失		
固定資産売却損	880	880
税金等調整前当期純利益		231,696
法人税、住民税及び事業税	97,319	
法人税等調整額	△783	96,535
当期純利益		135,160
親会社株主に帰属する当期純利益		135,160

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	251,908	241,238	993,144	△28,293	1,457,997
当期変動額					
新株の発行	4,949	4,949			9,899
剰余金の配当			△32,387		△32,387
親会社株主に帰属する 当期純利益			135,160		135,160
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,949	4,949	102,772	－	112,671
当期末残高	256,858	246,187	1,095,916	△28,293	1,570,668

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△816	△816	42,258	1,499,439
当期変動額				
新株の発行				9,899
剰余金の配当				△32,387
親会社株主に帰属する 当期純利益				135,160
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	476	476	15,172	15,648
当期変動額合計	476	476	15,172	128,319
当期末残高	△340	△340	57,431	1,627,759

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
 - 株式会社トーヤハウス
 - アプリコット株式会社
 - 株式会社MIMA

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・未成工事支出金等

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10～38年

- . 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年に基づいて
おります。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸
念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して
おります。
 - . 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度
に見合う分を計上しております。
 - ハ. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績
を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。
 - ニ. 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生
が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計
上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務
の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通
りであります。
(住宅リフォーム事業、新築住宅事業)
住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては主に、顧客との工事請負契約に基づく
住宅のリフォーム及び注文住宅の販売を展開しております。
当社は、これらの工事請負契約について、工事を施工・完成させる履行義務を負ってお
ります。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの
期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時
点で収益を認識しております。

(不動産流通事業)
不動産流通事業においては主に、不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売、不動産の仲
介等を展開しております。

不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売において、当社は顧客との不動産売買契約に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点で収益を認識しております。

不動産の仲介は、不動産の売買の際に、買主と売主の間に立ち、売買契約を成立させるため、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する履行義務を負っております。当該履行義務は、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点で収益を認識しております。

- ⑤ その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
のれんの償却方法及び償却期間
5～7年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の取引において、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は22,544千円減少し、売上原価は22,544千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,061,815千円 |
| 減損損失 | 一千円 |

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認した上で減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としたグルーピングを行っており、当連結会計年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その帳簿価格を上回っていると判断したことから、減損損失を計上しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りについては、対象店舗等の市場の動向を考慮して策定された翌年度の事業計画や、過年度の計画達成状況等を基礎として算出しております。事業計画の算定にあたっては、契約件数、契約単価、人員数、広告宣伝費率等の仮定を用いております。市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(2) のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-----|-----------|
| のれん | 156,806千円 |
|-----|-----------|

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、買収時の対象会社の超過収益力を前提としたのれんを計上しております。のれんについては、減損の兆候の有無について検討し、減損の兆候を識別した場合には、対象会社の事業計画等に基づいて算定した割引前将来キャッシュ・フローを帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。また、減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれん計上額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。なお、当連結会計年度においては、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その帳簿価格を上回っていると判断したことから、減損損失を計上しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りについては、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向などに基づいて策定された事業計画や、買収時の事業計画達成状況等を基礎として算出しております。事業計画の算定にあたっては、契約件数、契約単価、人員数、広告宣伝費率等の仮定を用いております。市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物・構築物	73,473千円
土地	204,930千円
計	278,403千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	26,095千円
長期借入金	75,229千円
計	101,325千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 398,436千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における借入未実行残高等は、次の通りであります。

当座貸越限度額の額	1,050,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,050,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,340,060株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 389,580株

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月9日 取締役会	普通株式	32,387	25	2021年12月31日	2022年3月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月27日 取締役会	普通株式	39,344	利益剰余金	30	2022年 12月31日	2023年 3月15日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に設備投資に必要な資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては顧客の信用状況を把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、法人顧客新規取引の開始に当たっては原則信用調査を行い、取引条件を含め取引の可否について判断をしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び買掛金ならびに未払金は、概ね2か月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しており、償還日は決算日後、最長で13年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権を各部門において顧客案件ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、定期的にヒアリングを実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

法人顧客新規取引の開始に当たっては、与信管理規程に従い原則として受注先の信用調査を行い、取引条件を含め取引の可否について社長決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制をとっております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部門からの報告に基づき随時に資金繰状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、「現金預金」、「完成工事未収入金」、「売掛金」、「工事未払金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	4,265	4,265	—
資産計	4,265	4,265	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,341,842	1,340,207	1,635
負債計	1,341,842	1,340,207	1,635

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	4,265	—	—	4,265
資産計	4,265	—	—	4,265

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,340,207	－	1,340,207
負債計	－	1,340,207	－	1,340,207

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価について、元利金の合計額と、当該債務の残存期間を加味し新規に同様の借入を起こった場合に想定される利率で割り引いた現在価値より算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)			
	住宅リフォーム事業	新築住宅事業	不動産流通事業	合計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	5,599,512	709,304	695,744	7,004,561
その他の収益	－	－	42,040	42,040
外部顧客への売上高	5,599,512	709,304	737,785	7,046,602

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	305,512	256,985
契約負債	490,582	394,279

- (注) 1. 契約負債は、顧客との工事請負契約及び不動産売買等の契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、490,582千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用しており、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,197円37銭
1株当たり当期純利益	103円63銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	2,142,432	流動負債	1,343,861
現金預金	781,171	工事未払金	381,867
完成工事未収入金	176,883	1年内返済予定の長期借入金	382,992
未成工事支出金	67,835	未払金	93,013
販売用不動産	1,072,865	未払法人税等	51,621
材料貯蔵品	4,460	未成工事受入金	287,150
関係会社短期貸付金	16,600	賞与引当金	52,999
その他	22,836	完成工事補償引当金	24,318
貸倒引当金	△220	その他	69,899
固定資産	1,678,525	固定負債	685,945
有形固定資産	875,174	長期借入金	679,739
建物	282,701	その他	6,206
構築物	17,374		
機械及び装置	6,606	負債合計	2,029,806
車両運搬具	8,703	(純資産の部)	
工具器具・備品	16,784	株主資本	1,734,064
土地	539,366	資本金	256,858
建設仮勘定	3,637	資本剰余金	246,187
無形固定資産	11,582	資本準備金	226,858
ソフトウェア	9,514	その他資本剰余金	19,329
その他	2,067	利益剰余金	1,259,312
投資その他の資産	791,768	利益準備金	4,010
投資有価証券	4,133	その他利益剰余金	1,255,302
関係会社株式	597,550	別途積立金	305,000
繰延税金資産	57,392	繰越利益剰余金	950,302
関係会社長期貸付金	91,700	自己株式	△28,293
その他	40,992	評価・換算差額等	△344
		その他有価証券評価差額金	△344
		新株予約権	57,431
		純資産合計	1,791,152
資産合計	3,820,958	負債純資産合計	3,820,958

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	4,564,099	
兼業事業売上高	486,138	5,050,238
売上原価		
完成工事原価	2,980,640	
兼業事業売上原価	400,848	3,381,488
売上総利益		
完成工事総利益	1,583,459	
兼業事業総利益	85,290	1,668,749
販売費及び一般管理費		1,438,214
営業利益		230,535
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,533	
関係会社業務受託収入等	13,320	
補助金収入	3,231	
売電収入	1,639	
その他	837	34,561
営業外費用		
支払利息	4,211	
支払手数料	1,118	
売電費用	404	
その他	1,965	7,698
経常利益		257,398
特別利益		
固定資産売却益	170	
新株予約権戻入益	61	
抱合せ株式消滅差益	13,528	13,760
税引前当期純利益		271,158
法人税、住民税及び事業税	85,727	
法人税等調整額	△659	85,067
当期純利益		186,090

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	251,908	221,908	19,329	241,238	4,010	305,000	796,599	1,105,609
当期変動額								
新株の発行	4,949	4,949		4,949				
剰余金の配当							△32,387	△32,387
当期純利益							186,090	186,090
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)								
当期変動額合計	4,949	4,949	－	4,949	－	－	153,702	153,702
当期末残高	256,858	226,858	19,329	246,187	4,010	305,000	950,302	1,259,312

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△28,293	1,570,462	△789	△789	42,258	1,611,932
当期変動額						
新株の発行		9,899				9,899
剰余金の配当		△32,387				△32,387
当期純利益		186,090				186,090
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)			445	445	15,172	15,617
当期変動額合計	－	163,602	445	445	15,172	179,219
当期末残高	△28,293	1,734,064	△344	△344	57,431	1,791,152

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 材料貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～38年
構築物	10～20年
工具器具・備品	5～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した将来の補償見込額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

（住宅リフォーム事業、新築住宅事業）

住宅リフォーム事業及び新築住宅事業においては、主に顧客との工事請負契約に基づく住宅のリフォーム及び注文住宅の販売を展開しております。

当社は、これらの工事請負契約について、工事を施工・完成させる履行義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（不動産流通事業）

不動産流通事業においては、主に不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売、不動産の仲介等を展開しております。

不動産の買取再販、新築分譲住宅の販売において、当社は顧客との不動産売買契約に基づき当該不動産の引渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点で収益を認識しております。

不動産の仲介は、不動産の売買の際に、買主と売主の間に立ち、売買契約を成立させるため、顧客との媒介契約に基づき取引条件の交渉・調整等の契約成立に向けての業務、重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付及び契約の履行手続への関与等の一連の業務に関する履行義務を負っております。当該履行義務は、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 875,174千円
減損損失 一千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損損失」に記載の通りであります。

(2) 関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 597,550千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
当社は、買収時の事業計画を前提とした超過収益力を反映した価格で株式を買収しているため、関係会社株式の評価にあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の反映には、対象会社の事業計画等を用いており、その主要な仮定の内容については、「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) のれんの評価」に記載の通りであります。

市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	26,450千円
土地	168,812千円
計	195,263千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	8,940千円
長期借入金	27,385千円
計	36,325千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 307,582千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における借入未実行残高等は、次の通りであります。

当座貸越限度額の総額	900,000千円
借入実行残高	—
差引額	900,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引による取引高	10,049千円
営業取引以外の取引高	28,695千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	28,584株
------	---------

7. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因内訳

繰延税金資産

完成工事補償引当金	7,416千円
賞与引当金	16,164千円
未払事業税	3,755千円
棚卸資産の評価減	12,811千円
減価償却超過額	9,317千円
投資有価証券評価損	571千円
差入保証金	3,717千円
その他有価証券評価差額金	151千円
新株予約権	13,664千円
その他	9,316千円
繰延税金資産小計	76,888千円
評価性引当額	△16,729千円
繰延税金資産合計	60,159千円

繰延税金負債

減価償却累計額	792千円
企業結合に伴う時価評価差額	1,974千円
繰延税金負債合計	2,766千円
繰延税金資産純額	57,392千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名前	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 N-Basic (注4)	所有直接 100%	資金の貸付	利息の受取 (注1)	105	-	-
			役員の兼任 業務受託	業務受託料の受取 (注2)	900	-	-
子会社	株式会社 トーヤハウス	所有直接 100%	役員の兼任 業務受託	業務受託料の受取 (注2)	2,400	-	-
子会社	アプリコット 株式会社	所有直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	17,000	関係会社 短期貸付金	16,600
				資金の回収	8,700	関係会社 長期貸付金	91,700
			利息の受取 (注1)	1,155	-	-	
			役員の兼任 業務受託 建物の賃貸	業務受託料の受取 (注1) 家賃の受取 (注3)	5,220	-	-
子会社	株式会社 M I M A	所有直接 100%	役員の兼任 業務受託	業務受託料の受取 (注2)	4,800	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
 2. 業務受託料については、業務内容を勘案して両者協議により合理的に決定しております。
 3. 家賃については、近隣相場を参考して両者協議により合理的に決定しております。
 4. 株式会社N-Basicは、当社との吸収合併により2022年10月1日に消滅しております。

9. 収益認識に関する注記

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,321円96銭
1株当たり当期純利益	142円67銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安江工務店の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩村 豊正

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安江工務店の2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社安江工務店 監査等委員会

常勤監査等委員 時 田 光一郎 ㊞

監 査 等 委 員 中 浜 明 光 ㊞

監 査 等 委 員 竹 内 裕 美 ㊞

(注) 監査等委員時田光一郎、中浜明光及び竹内裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員は任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の答申を経ており、また、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	やまもと けんじ 山 本 賢 治 (1962年2月12日生) (再任)	2002年11月 (株)トーマー (現(株)メニコネクスト) 入社 2003年9月 当社入社 営業企画支援室室長 2005年4月 当社総務企画部部長 2009年5月 当社取締役 2013年4月 当社常務取締役 2016年3月 当社専務取締役 2019年1月 当社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者(COO) 2021年4月 当社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者 (CEO) 兼 最高執行責任者(COO) (現任) 2021年10月 (同)ヤマモト・トラスト代表社員 (現任)	135,140株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、2009年5月の取締役就任以来、経営全般に携わり、当社のあらゆる事業に精通し、豊富な経験と広い知識を有しております。2019年1月からは当社代表取締役社長 最高執行責任者(COO)として経営指揮を執り、また、2021年4月からは最高経営責任者 (CEO) を兼任して当社グループ全体を統括して役割を果たしていることから、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	い ん だ あ き ひ こ 印 田 昭 彦 (1974年11月4日生) (再任)	1997年 4 月 2008年 10 月 2011年 4 月 2014年 4 月 2015年 3 月 2019年 1 月 2019年 1 月 2020年 1 月 2020年 10 月 2022年 3 月	名古屋トヨベット(株)入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部部長 当社取締役 事業サポート部部长 当社取締役 常務執行役員 事業サポート部 部長 (株)トーヤハウス監査役 (現任) アプリコット(株)監査役 (現任) (株)M I M A 監査役 (現任) 当社常務取締役 執行役員 (管理部門担当) 事業サポート部部长 (現任)	33,360株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、住宅リフォーム事業の店長を経て管理部長を経験し、当社の業務全般に精通し、豊富な業務経験と専門的見識を有しております。2015年3月の取締役就任からは企画マーケティング・人事総務・法務等を統括する管理担当として経営に携わっており、今後も当社グループの発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
3	に っ た よ し ま さ 新 田 義 正 (1974年4月16日生) (再任)	2008年 12 月 2014年 3 月 2014年 10 月 2015年 4 月 2017年 3 月 2018年 8 月 2019年 1 月 2022年 3 月 2022年 3 月 2022年 3 月 2022年 3 月 2023年 3 月	(株)ユーアイファクトリー入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部事業部長 当社取締役 住宅リフォーム事業部事業部長 (株)トーヤハウス代表取締役社長 当社取締役 常務執行役員 (株)トーヤハウス代表取締役 (現任) アプリコット(株)取締役 (現任) (株)M I M A 代表取締役 (現任) 当社常務取締役 執行役員 (事業部門担当) 当社常務取締役 執行役員 (事業部門担当) 新築住宅部部长 (現任)	16,660株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、2015年4月より主力の住宅リフォーム事業を責任者として牽引し、同事業の発展に携わってまいりました。また、2018年8月より当社子会社の代表取締役社長として、さらに、2022年3月からは当社グループの営業部門における幅広い領域で責任者を務めるなど、企業経営ならびに営業に関する豊富な知識と経験を有しております。今後も当社グループの発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
4	か ね こ と も な り 金子 智 成 (1979年8月1日生) (再任)	2013年4月	(株)フレッシュハウス入社	800株
		2015年2月	当社入社	
		2015年4月	当社春日井店店長	
		2017年6月	当社住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2019年1月	当社執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2020年1月	アプリコット(株)代表取締役副社長	
		2021年1月	(株)N-Basic代表取締役社長	
		2021年3月	当社上級執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長	
		2022年3月	当社取締役 執行役員 住宅リフォーム事業部事業部長 (現任)	
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、2017年6月より住宅リフォーム事業部事業副部長を務め、また、2021年1月より当社子会社代表取締役社長として、グループ会社間のシナジー創出に貢献してまいりました。2022年3月からは住宅リフォーム事業部事業部長に就任し、主力事業の責任者として住宅リフォーム事業の発展に携わっており、今後もその豊富な経験と実績を活かすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、「事業報告 4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 山本賢治氏の所有する株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社ヤマモト・トラストが所有する株式数116,500株を含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役竹内裕美氏は任期満了となります。

つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
たけうち ゆみ 竹内裕美 (1971年9月24日生) (再任)	2000年10月 2005年10月 2008年7月 2019年3月 2020年4月 2021年6月 2022年10月	名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）弁護士登録 服部豊法律事務所入所 鬼頭・竹内法律事務所開設 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー（現任） 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 愛知県弁護士会副会長 未来工業(株)社外取締役〔監査等委員〕（現任） 公立大学法人名古屋市立大学監事（現任）	2,400株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は、弁護士として長年企業法務全般に携わり、その豊富な経験と高度な専門的識見により、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社の経営理念、経営方針を十分に理解した上で、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するにあたり適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注)
1. 竹内裕美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 竹内裕美氏の戸籍上の氏名は鬼頭裕美であります。
 3. 竹内裕美氏は、社外取締役の候補者であります。
 4. 当社は、取締役竹内裕美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 5. 竹内裕美氏の当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 6. 当社は竹内裕美氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、「事業報告 4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。竹内裕美氏の選任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が特に有する専門性及び経験は次の通りであります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	業界の知識 経験	会 計 財 務	営 業 マーケティング	人 事 労 務	法 務
山本 賢治	代表取締役社長 執行役員 CEO 兼 COO	●	●	●	●		
印田 昭彦	常務取締役 執行役員	●	●		●	●	●
新田 義正	常務取締役 執行役員	●	●	●	●		
金子 智成	取締 執行役員	●	●		●		
時田 光一郎	社外取締 監査等委員	●		●	●		
中浜 明光	社外取締 監査等委員			●			
竹内 裕美	社外取締 監査等委員						●

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、以下の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することといたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものでありますが、後述の通り、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意の原則を充足しております。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2023年3月29日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において議案（普通決議）としてお諮りさせていただくものであります。

また、本プランは、2023年2月24日付けで効力を生じるものとしませんが、本定時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社グループ固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主の皆様が強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、市場内での大規模買付行為は規制対象とならないことから、市場内での濫用的な大規模買付行為に対応することができません。加えて、公開買付制度が適用される大規模買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する質問については意見表明報告書に質問を付すこともできますが、当該質問への対応についても、買付者は対質問回答報告書を提出して回答する義務があるものの、十分な回答を行うとは限らない上、理由を付して回答を行わないこともできます。このように、公開買付制度が適用される大規模買付行為であっても、株主及び投資家の皆様に対して十分な情報開示がなされず、又は

公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

そこで、当社取締役会は、株主及び投資家の皆様を買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1970年4月に創業し、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションに掲げ、顧客の顔が直接見える一般住宅を専門として、半世紀以上の長きにわたり、新築住宅・住宅リフォーム事業等を行ってまいりました。

当社グループが属する住宅業界を取り巻く環境におきましては、住宅取得や住宅改修のための各種補助金の拡充など、政府による需要喚起のための後押しはあるものの、円安や資源価格の高騰を受けた木材・住宅設備機器等の材料高、住宅設備機器の供給不足等による納期遅延、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足など、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

このような事業環境の中、当社グループは2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて2021年に中期経営計画を策定しております。当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る戦略として、①「人材力の強化」②「既存営業エリアの拡大と深耕」③「新規営業基盤の獲得（M&A）」④「ITやDXのさらなる導入」の4つを重要課題として取組んでまいります。

① 人材力の強化

当社グループは、顧客へのサービス向上と持続的な成長発展のため、優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要であると認識しております。当社グループが専門とする一般住宅リフォームや新築住宅においては、建築知識や経験の習得はもちろん、顧客に寄り添う意識やホスピタリティの醸成が重要になってまいります。そのために、新規学卒者を中心に積極的な採用を行うとともに、入社1年目から経営トップによる研修を実施するなど、将来、経営層・幹部層として活躍できる人材を育てるため、階層別の研修を実施して社員の資質向上を図ってまいります。加えて、建築士等の有資格者など、即戦力のキャリア採用にも注力して知識・経験を十二分に活用し、さらなる事業拡大に必要な人材の育成・組織体制の整備を進めてまいります。

② 既存営業エリアの拡大と深耕

当社グループの専門とする一般住宅ビジネスにおいて成長発展するためには、現在の商圈に

留まることなく、新規出店による営業エリアの拡大が必須であると認識しております。このための具体的な戦略として、既存営業エリアに隣接するエリアへの新規出店を、引き続き行ってまいります。また、より地域に密着した「地域一番店」として顧客からの認知度を上げるために、既存店と既存店の間にも新規店舗を開設し、営業活動の効率化を図る「ドミナント戦略」を推し進めてまいります。

他方、住宅ビジネスにおける営業エリアの拡大には、新たなサプライチェーンの構築が鍵となります。当社グループが長年にわたって築いてきた協力的な関係性を大切にしながら、新たなサプライチェーンを展開・安定させることで、顧客が求める利便性をさらに高めるとともに、創業半世紀という長い歴史の中で築き上げてきた施工品質の維持・向上に努め、「住まいのかかりつけ医」として顧客が気軽に相談できる関係づくりと、さらなる顧客満足の追求に努めて着実な成長を図ってまいります。

③ 新規営業基盤の獲得 (M&A)

2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」にて掲げた目標（2030年度に連結売上高300億円）を達成するためには、成長スピードをさらに加速させる必要があると認識しております。具体的には、M&Aやアライアンス等を活用して、一般住宅ビジネスを展開する中堅・中小工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、IT技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上で収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。また、当社グループの得意とする集客ノウハウや顧客関係構築ノウハウを、「住まい」を大切にしているグループ会社で共有することによって顧客との強いつながりを築き、それぞれの地域にとって当社グループが無くてはならない存在となることを目指してまいります。

④ ITやDXのさらなる導入

労働集約性の高いビジネスである住宅事業を展開拡大していく上では、専門的知識や豊富な経験を有する人材を多く必要としております。しかしながら、建設業界における専門技術者の有効求人倍率の高止まり等から十分な人材の確保ができず、機会損失が生じるおそれがあると認識しております。この課題を克服するために、AIやIoTなどの情報処理技術を積極的に導入して省人化運営の業務フローを確立するとともに、DXを進めて現場品質の向上と施工ノウハウの共有を進め、社員一人あたりの生産性をさらに高めてまいります。

当社は創業から半世紀にわたり地域社会と一緒に発展してまいりました。当社オリジナルの「無添加厚塗りしっくい[®]」など自然素材を使用した住まいづくりの推進や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の促進による環境負荷の低減に努め、持続的な社会の実現を目指して引き続き地域社会に貢献してまいりますとともに、中期経営計画に掲げた数値目標の達成、ならびに2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて真摯に取り組む、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生涯のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、顧客、株主様、取引先等、あらゆるステークホルダーの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけております。したがって、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めるため、以下のコーポレート・ガバナンス体制の確立と内部統制システムの整備を行っております。

① コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしております。監査等委員でない業務執行取締役は4名であり、任期は1年であります。社長は統括・管理しており、その他の3名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。取締役会は、業務執行取締役4名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで権限と責任の明確化を図り、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応できる体制を整えております。取締役会で選任された各執行役員は、社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長の指示した業務を執行しております。

一方、幹部社員に対しては、取締役会の意思決定に基づく個別事項の状況把握及び審議を諮り具体的な施策を検討するとともに、各部署の業務進捗状況の把握のため、毎月1回、部長職以上の社員による幹部会を開催しており、その会議には、各取締役も出席しております。さらに、一般社員に対しては、年2回、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っております。これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しております。

② 内部統制システムの整備状況

当社グループは、各取締役及び従業員に対し、上場企業であることを認識し、意識、行動及び責任の自覚を強く求め、コーポレート・ガバナンスの質向上に取り組んでおります。また、内部統制システムの整備につきましては基本方針を決定し、さらなる充実に向けた取り組みを進め

ております。さらに、刻々と変化する事業環境に対応するため、各部門単位での会議を週1回程度開催するほか、社内情報ネットワーク・システムを通じて、情報の共有化と事業遂行の方向性を一致させており、横断的な情報の共有化を推進し、恒常的な意思決定の迅速化を図っております。

また、情報開示については、当社内の重要情報の管理を徹底し、適宜、情報開示を実施しております。当社及びグループ会社で発生した重要情報については、即時に情報管理責任者に報告される体制となっております。報告を受けた情報管理責任者は、その情報の重要性及び情報開示の必要性を判断し、幹部会、取締役会及び代表取締役社長に報告するとともに、適宜、情報開示を実施しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. に記載の通り、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主や投資家の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社グループ固有の事業特性や当社の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉について適切に把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付行為を行おうとする者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付行為を行おうとする者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報ならびに、大規模買付行為を行おうとする者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。一方、2022年12月31日現在における当社の株式の状況は別紙3「当社の大株主の状況」の通りであり、当社は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式総数の14.7%（議決権割合15.0%）が保有されております。それに加えて当社役員の直接の支配が及ぶ関係者等による保有を含めると、発行済株式総数の23.7%（議決権割合24.2%）の保有割合にとどまっております。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、当社が関与・コントロールするものではありません。したがって、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断

とは異なる場合もあります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための店舗展開等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社役員等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとする者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主及び投資家の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.「本プランの概要」に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付行為を行おうとする者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことは言うまでもありません。そのため、当社といたしましては、2023年2月24日付けで本プランの効力が発生するものといいたしますが、本定時株主総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、2023年2月24日付けで本プランの効力を発生させるものの、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定いたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会委員の略歴」に記載の通りであります。

2022年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」の通りであり、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨

の提案を受けている事実はありません。

なお、株式会社ニッソウ（以下、「ニッソウ」といいます。）から、2023年2月10日付けで当社株式を270,000株（発行済株式総数に対し20.11%）保有している旨の大量保有報告書（変更報告書No.7）が提出されております。ニッソウとは接点を持っており、当社株式の保有目的、保有方針等を確認しております。ニッソウとは、今後とも状況に応じて対話を継続してまいります。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

なお、本プランの導入時点までの期間に買付等を行うことにより、保有者の株式等保有割合が上記（i）の割合以上となっている者もその適用対象に含め、これらの者も「買付者等」にあたるものとし、かかる場合、新たな買付等を行うことが「大規模買付等」にあたるものとなります。ニッソウについては、本プラン導入時において株式等保有割合が20%以上となっておりますが、当社株式等の追加取得の意向を示していないため、現時点で本プランは適用しないこととします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（i）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）買付者等が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

（ハ）買付者等が会社その他の法人である場合には、会社等の目的及び事業の内容

（ニ）買付者等が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）買付者等が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

（ト）主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容ならびにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

（ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 買付者等と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部について開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家

の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、学識経験者その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付等が、別紙4に掲げる行為が意図されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとし、他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が提示した代替案を株主の皆様にご周知する機会を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを、株主の皆様の見込み可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただいております。また、上記3. (3)に記載した通り、本プランの有効期限は本定時株主総会終結時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載の通り、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)⑤に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手续等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、学識経験者その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

【氏名】 竹内 裕美 (たけうち ゆみ) (1971年9月24日生)

【略歴】 2000年10月 名古屋弁護士会 (現 愛知県弁護士会) 弁護士登録
服部豊法律事務所入所

2005年10月 鬼頭・竹内法律事務所開設

2008年7月 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー (現任)

2019年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現任)

2021年6月 未来工業(株)社外取締役〔監査等委員〕 (現任)

2022年10月 公立大学法人名古屋市立大学監事 (現任)

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

【氏名】 中浜 明光 (なかはま あけみつ) (1948年11月5日生)

【略歴】 1971年4月 監査法人丸の内会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所

1974年9月 公認会計士登録

2014年1月 中浜明光公認会計士事務所開設 (現任)

2014年5月 当社社外監査役

2015年8月 ミタチ産業(株)社外取締役

(のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任)

2016年1月 トビラシステムズ(株)社外監査役

(のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任)

2016年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現任)

2017年5月 (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕 (現任)

2017年5月 (株)コメダ監査役 (現任)

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

【氏名】 時田 光一郎 (ときだ こういちろう) (1949年5月18日生)

【略歴】 1972年4月 (株)東海銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行

1999年6月 中央監査法人入所

2007年8月 有限責任あずさ監査法人入所

2011年8月 中央朝日コンサルティング(株)入社

2013年12月 キャリオ技研(株)参与

2014年12月 ケイティー戦略経営オフィス開設

2015年11月 当社常勤監査役

2016年3月 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕(現任)

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主の状況（2022年12月31日現在）

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	合同会社ヤマモト・トラスト	116,500	8.88%
2	安江 将寛	91,600	6.98%
3	安江 由奈	90,940	6.93%
4	株式会社山西	85,500	6.51%
5	株式会社ニッソウ	81,600	6.22%
6	株式会社A n d D oホールディングス	66,800	5.09%
7	岡崎信用金庫	63,800	4.86%
8	安江 久樹	58,600	4.46%
9	安江 幸花	55,900	4.26%
10	安江工務店従業員持株会	36,900	2.81%

(注) 持株比率は自己株式(28,584株)を控除して計算しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループの資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著

しく妨げるおそれがあると判断される場合

8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

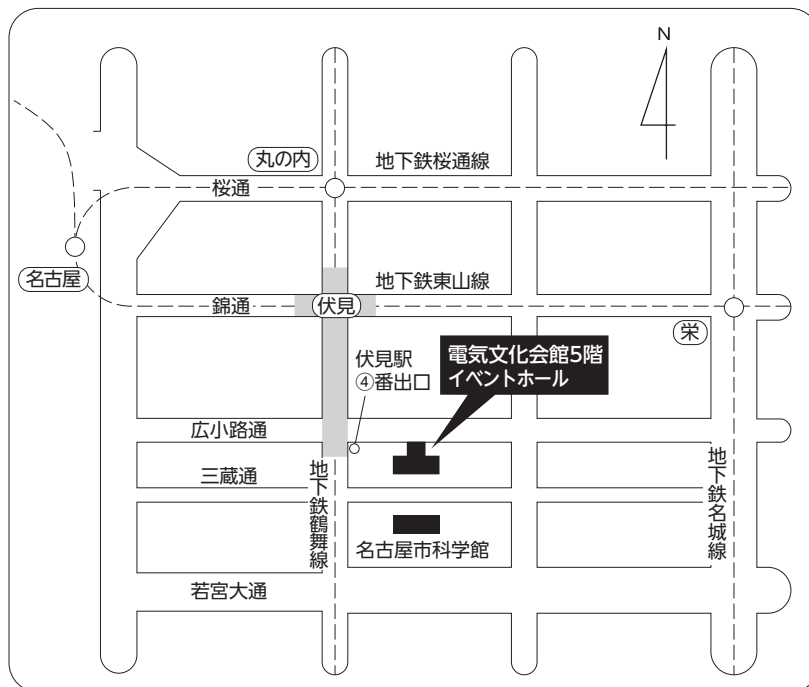
株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
電話 (052) 204-1133

経路

地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分
ご来場の際は、公共交通機関の
ご利用をお願い申し上げます。



株主の皆様へ

当社は、前期の第47回定時株主総会より、「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」につきまして、地球環境等に配慮した省資源化の観点から、書面での郵送に代えて、当社ウェブサイトに掲載しております。「株主通信」では、当社グループの魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。ぜひご覧ください。

第48期
株主通信



第48回
定時株主総会決議ご通知
※2023年3月30日掲載予定



当社ウェブサイト <https://www.yasue.co.jp/ir/>

